平成２６年（フ）第２号
群馬県太田市泉町1434番地１、前住所群馬県伊勢崎市上諏訪町1236番地４
債務者　小島まち子
１　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第８１号
新潟県三条市福岡331番地１
債務者　五十嵐セイ
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１０３０号
堺市北区新金岡町２丁１番８―204号
債務者　楠　　充弘（旧姓片山）
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１４８号
堺市堺区幸通２番27号
債務者　三木恵美子（旧姓大場）
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２１０号
大阪府藤井寺市野中５丁目２番９号ラ・ヴィラＮＯＮＡＫＡ103号
債務者　渡邉　　強
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
山口県宇部市昭和町４丁目９番26号
債務者　関　　辰夫
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第８０１号
宮城県名取市ゆりが丘４丁目９番地の15
債務者　草[illegible]　恵子
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８４号
埼玉県熊谷市玉井南１丁目15番地
債務者　高橋　千夏
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３９５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土5437番地14
債務者　岡部　悦子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１号
和歌山県田辺市高雄３丁目10番17号　櫟田ハイツ102号
債務者　佐武　正美
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第６５号
島根県出雲市多伎町多岐557番地
債務者　本田　直也
１　決定年月日時　平成26年１月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１２９号
山形県米沢市万世町桑山1538番地　マルモリハイツ202号室
債務者　並河　宏之
１　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第４７５号
埼玉県草加市新善町297番地、旧住所埼玉県草加市苗塚町363番地１　藤和草加ハイタウン609号
債務者　宮崎　裕之
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６０号
埼玉県春日部市西金野井1896番地７　ハイム森田102号室
債務者　古川　智子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５９２号
埼玉県越谷市大字大林429番地10
債務者　柳沢　正明
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５９３号
埼玉県越谷市大字大林429番地10
債務者　柳沢　英子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５９５号
埼玉県吉川市大字吉川581番地　ラウンドエイト第２―306
債務者　上野　祐二
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係